税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

TAINSを自由自在に！

朝倉　洋子〔目黒〕

はじめに

最近、東京税理士会のある支部での研修会に参加された方から次のような感想をいただきました。

感想1

TAINSって、最近できたデータベースかと思っていました！

感想2

TAINSに収録されている情報は、判決や裁決だけだと思っていました！

どちらも、正確ではありません。

Ⅰ　TAINSはいつスタートしたか

TAINSのスタートは、今から約30年前、昭和57年12月のことです。

東京税理士会と中国税理士協同組合とが、当時の西ドイツのダーティフという協同組合の税法データベースを視察し、我が国にもこのような税法のデータベースを構築する必要があるという結論に達し、まず手始めに国税三法のうち、比較的規模の小さい相続税法の判決・裁決からスタートしました。

当時は、インターネットはおろか、パソコン通信も出現していませんでした。

電話の受話器から音響カプラーという機器を通してセンターにつなぎ、ややしばらく待って、電話線を通して送られてくる判決や裁決の文面が、ドットプリンタを通してカタカタと音を立てて吐き出されてくるというデータベースでした。

当時の技術では、漸く漢字やかな文字で本文の処理ができるようになったばかりでしたから、キーワードはカタカナのみ、拗音の処理もまだできなかったために、開通式では、「債務控除」ではなく、「サイムコウジヨ」という全角カタカナのキーワードが使われました。

それでも、目の前で問いを入力すると、ややしばらくたって、回答が送られてくるというそのシステムの素晴らしさに、胸の躍る思いをしました。

昭和57年と言えば、まだ、生まれていなかった会員にとっては、おとぎ話の世界かもしれませんが、その当時、東京税理士会の役員の方々が遠い将来を見据えて気の遠くなるような難事業に挑み、現在のTAINSの基礎を築いたという、その先見性には、今でも頭が下がります。

それから四半世紀が経過した平成19年、税理士は、税務に関する質問を税務署に聞きに行くことができなくなり、税理士の自己解決という局面に至って、TAINSの税法データベースの存在が脚光を浴びることになりました。

通信環境の進歩も追い風となって、現在は、24時間、事務所からのアクセスは勿論のこと、自宅からでも、出先からでも、路上からでも、ノートパソコンやスマートフォンなどを通じて、TAINSにアクセスして情報を入手することができます。

Ⅱ　TAINSに収録されている情報は判決と裁決だけか

現在、TAINSに収録されている情報は左記のとおりです。

収録件数

	所得税	法人税	相続税	消費税	その他国税	地方税	その他	計
判決	5,254	2,666	1,165	205	166	241	545	10,242
裁決	1,298	917	660	259	43	5	1	3,183
通達	4,016	5,234	1,791	838	7	0	1,525	13,411
相談事例	3,394	2,774	1,784	685	116	0	207	8,960
計	13,962	11,591	5,400	1,987	332	246	2,278	35,796

判決や裁決だけでなく、通達や相談事例も年を追って充実してきました。

特に平成13年からは情報公開法が施行され、それまで、門外不出とされてきた数多くの内部通達や内部研修資料などの行政文書が、何人にも公開されるようになったことに伴い、TAINSのデータベースの収録内容は飛躍的に充実することとなりました。

現在、情報公開法によりこの10年間に入手してデータベースに収録したデータは、4683件に達しています（平成24年6月22日現在）。

平成16年4月、国税庁課税部審理室は「調査担当者のための重要判決情報」を発遣しました。

その目的は、次のとおりです。

> 本情報は、平成15年4月から12月までに言渡しのあった課税関係訴訟事件に係る判決のうち、特に賦課部門における活用を念頭に事件を選択（年間判決数の5％程度を目処）し、情報として配布するものです。

そして、その趣旨は次のように述べられています。

> 判決には、法解釈について裁判所が示した新たな判断、課税要件事実を認定するに足るものとして採用された証拠とそうでないものとの差異、更には違法とされた調査等の手続上の瑕疵等、訴訟遂行面にとどまらず、賦課処分等に当たっても留意すべき重要なポイント等が数多く含まれていると考えられます。時間の許す限り、これらに目を通しておくことは、調査や指導を行うに当たっても有意義なことと思われます。

ここに示された趣旨は、当然、調査を受ける側の納税者や、調査に立ち会う関与税理士にとっても、非常に重要な問題提起となりました。

いま、各地で税理士による判例研究会で活発な活動が続けられています。税務訴訟の判決は、税理士業務に深いかかわりがあるということが、徐々に知られてきたということが背景にあると思われます。

平成13年の司法制度改革に伴って創設された補佐人税理士の活躍は、右山訴訟、長崎年金訴訟をはじめ数多くの納税者勝訴判決という結果をもたらしました。

補佐人税理士が関与したこれらの納税者勝訴判決の結果、国税庁からは、税務の取扱いの変更が相次いでホームページに掲載され、税務訴訟が税理士の実務に及ぼす影響がさらに注目されることとなりました。

TAINSの収録情報は実務にあまり関係ない判決や裁決だけという古い認識は、税理士実務の新しい動向に照らし、徐々に改められてきているのではないでしょうか。

Ⅲ　TAINSの普及は研修会で

さて、東京税理士会のある支部で提起された2つの疑問については、税理士証票交付式、会員研修会などを通じてお知らせしていただきたいと考えています。

今、一般社団法人日税連税法データベースでは、各地の単位税理士会、県連、ブロック会などの公的機関が主催するTAINS普及のための研修会の開催については、参加人員30人以上かつ研修時間3時間以上で2か月前までに申請した場合には、社団法人側で全ての費用を負担して講師を派遣するという事業を行っています。

東京税理士会においても、ぜひ、多くの会員が、TAINSを自由自在に使えるように、研修会を企画していただきたいと考えています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03-5496-1416

平成24年５月29日　第２回税理士証票交付式
新規登録者　66名